

青梅市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 17 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

台風被害により使用を休止していた市民球技場庭球場の施設の一部を廃止するとともに、青梅スタジアム庭球場の改修に伴い、当該施設の数および使用料を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市体育施設条例の一部を改正する条例

青梅市体育施設条例（昭和 47 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 市民球技場の部庭球場の項中「10」を「5」に改め、同表青梅スタジアムの部庭球場の項中「3」を「5」に、「400」を「800」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 青梅スタジアムの部庭球場の項の改正規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「供用開始日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市体育施設条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第 4 青梅スタジアムの部庭球場の項中使用料の

規定は、供用開始日以後の当該施設の使用にかかる使用料について適用し、供用開始日前の当該施設の使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例別表第4に規定する青梅スタジアムの庭球場の使用の承認の申請その他当該施設を供用するために必要な準備行為は、供用開始日前においても行うことができる。